

地方独立行政法人くらて病院 第3期中期目標

地方独立行政法人くらて病院は、平成25年4月の設立以来、公的医療機関として地域住民の健康の維持・増進を図るため、救急医療及び高度医療をはじめとする安全で良質な医療等を提供する地域の中核病院である。

また町内唯一の病院であり、介護老人保健施設としても地域の開業医との連携を深めるとともに、地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすために地域医療、介護、福祉、保健の要として、救急から在宅までを網羅することが求められている。同時に地方独立行政法人としての自律性及び柔軟性を最大限に発揮し、医療や介護分野における環境の変化に対応できる健全な経営基盤を構築することが必要である。

しかしながら、平成29年度末に常勤内科医師6名が辞職し医業収益の悪化が見込まれたため、当初策定されていた第2期中期計画の収支計画を平成30年3月に見直し、医業収益の大幅な下方修正が行われた。

平成31年1月に総合診療科医師2名、令和元年度に常勤内科医師4名が招聘され平成29年度と同数の内科医師が充足されたが、収益の改善までには至らず見直した収支計画を大幅に下回る状況となり、平成30年度、令和元年度と2年連続の赤字決算となった。

また令和2年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響で入院及び外来患者数が大幅に減少していることもあり、第2期中期目標期間終了時には3年連続の赤字決算となる見込みである。さらに国の財政状況からくる医療、介護制度改革や診療圏の人口減少などを鑑みると、今後も経営は一段と厳しくなることが考えられる。

令和3年秋には新病院の開院が予定されているものの、前述のごとく病院の前途は非常に厳しい経営が見込まれるため、くらて病院整備基本構想の達成を最終目標としつつ柔軟な対応も視野に入れ、健全で安定した経営の回復に努める必要がある。また地方独立行政法人としての特徴を生かし、地域医療に積極的に取り組み、すべての職員が一丸となって大幅な意識改革と経営改善に取り組み、その努力が全職員に見える成果となり、共有化が促進されることを期待する。

また新病院移転により、これまで以上の良質かつ安全な医療、介護を提供し、地域住民に選ばれる病院及び介護老人保健施設として健全な経営基盤を確立し、鞍手町民と全病院職員が喜びに沸く移転となることを望む。

ここに地方独立行政法人くらて病院（病院及び介護老人保健施設）が達成すべき業務運営に関する第3期中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 病院及び介護老人保健施設としての役割

(1) 救急医療体制の充実

鞍手町における唯一かつ救急告示病院でもあるくらで病院は、地域の救急医療を担い、スムーズな救急搬送の受け入れが可能となるよう地域消防や関係機関と連携を強化するとともに、脳血管疾患や心疾患、交通外傷など重傷者も受け入れられるよう救急医療体制の充実・強化に取り組むこと。

(2) 不足する医療機能の補完

地域で提供されていない診療分野を継続的に提供すること。高齢化が著しい地域の実情を踏まえ、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科は外来にて診療を継続し、子育て世代の望む診療科である小児科については、かかりつけ医として選ばれるよう外来診療の充実に取り組むこと。

(3) 予防医療の取り組み

地域住民の健康維持・増進を図るとともに、町と連携・協力して住民健診や各種健診を継続して実施するとともに健康教室などの保健事業も積極的に取り組み、予防医療の推進を行うこと。

(4) 介護サービスの提供

「住み慣れた自宅で生活する」を基本とし、利用者のニーズを的確に掴み、病院と一体的な運営を行うことで、利用者の心身の状況等に即した安心安全なサービスの提供と、常に在宅復帰を念頭においた運営を心掛けること。

(5) 積極的な情報発信

病院及び介護老人保健施設の詳細で分かりやすい情報発信を常に心がけるとともに、地域住民が疾病等に関心を持つような啓発情報にも工夫を凝らしホームページ等にて適時情報提供すること。

(6) 災害時における対応

災害発生時には、行政機関と連携を行い診療機能の継続のみならず、福祉避難所として要配慮者等の受け入れを迅速に行える体制を構築すること。また、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、行政機関や医師会等と連携して適正な対応を取ること。

2 利用者本位の運営の実践

(1) 利用者中心の医療・介護の提供

患者・利用者主体の医療・介護を提供するという基本認識のもと、主治医、地域連携室及びケアマネージャなどが中心となり相談しやすい環境の整備に努め、相談者の状況に沿った適切なアドバイスや利用者の安心と納得に資する最適な情報提供を心がけること。

(2) 利用者の満足度の向上

患者や利用者のニーズを的確に捉え、職員一人ひとりが接遇等の患者・利用者サービスの重要性を認識して、その向上に努めること。利用者満足度については、前回の計画値との開きが大きく、さらなる努力が必要である。また、より快適な療養環境を提供するため、施設内環境の整備を進めるなど患者・利用者本位の病院・介護施設づくりを推進すること。

3 良質な医療・介護の提供

(1) チーム医療の推進

各職種の専門的な知識を最大限活用することで、利用者に対して、より質の高い医療等が提供できるよう必要な職種により構成されたチームを編成して、利用者に関与していくこと。

(2) 安心安全な医療・介護サービスの提供

選ばれる病院・介護施設であり続けるため、常に医療・介護の質の向上に取り組み、安心安全なサービスの提供を推進すること。

そのためには人材の育成・教育体制のさらなる充実とチーム医療・介護の推進は必須であるが、それは適切な医療安全体制の上に成り立つものである。医療安全対策については、医療事故防止対策・院内感染防止対策の徹底に取り組み、患者や利用者から信頼される良質なサービスの提供を図ること。

(3) 人材育成

継続的な研修計画を策定し人材の育成に努め、個人の自発的な学習の機会を尊重するとともに、専門性向上のため専門医や認定看護師などの資格取得等を奨励・支援する制度を整備すること。

4 地域包括ケアシステムの推進

(1) 高次機能医療機関との迅速かつ円滑な連携

病院にて提供できない高度な医療分野に関しては、近隣の高次機能医療機関と連携を密にし、患者の急変時などに迅速に対応できる体制を構築すること。また、地域連携室を中心とし高次機能医療機関からの患者受け入れを積極的に行い、双方向の連携に努めること。

(2) 地域との連携・訪問の推進

医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される鞍手町に相応しい「地域包括ケアシステム」を推進するために、町や近隣の医療機関、介護事業所及び関連団体と連携・協力体制の充実を図り、地域の医療の中心的な役割を果たすこと。介護保険サービス事業、訪問診療及び訪問看護ステーションの運営を積極的に実施し、地域の在宅サービスを充実させること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 運営管理体制の確立

法人に付与された権限の範疇において運営が適切に行われるよう、効率的かつ効果的な運営管理体制の構築を図るとともに、役員のみならず職員自らも中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や計画の確実な達成に向けて自覚を持って取り組むこと。同時に持続的に現場スタッフの生の声を拾い上げる会議体の整備や業務運営改善の取組みを拡充すること。

(2) 職員参画意識の高揚

職員の経営参画意識の高揚を図るため、各種指標や経営状況などを適宜周知すること。また、職員のモチベーションの維持及び向上のために、法人の業績、

成果や職員の能力を反映した人事評価制度の運用を推進すること。

(3) 職場環境の充実

職員のワークライフバランスの推進、メンタルヘルスを含めた健康管理、職場の安全衛生の確保など職員の就労環境整備を行なうこと。働きやすく、働きがいのある魅力のある病院・介護施設づくりに努め職員満足度の向上に努めること。

(4) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、また診療報酬等の改定に迅速に対応できるよう、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れ、需要に即した医師、看護師は基より医療技術員、介護従事者などの迅速な確保を図り、適切かつ弾力的な配置に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

(1) 収支の適正化

患者ニーズの把握や病病・病診連携の推進により、患者や利用者、地域医療機関から信頼され選ばれる病院を目指し、外来・入院患者の増加による安定的な収入の確保を図ること。また、弾力的に運用できる会計制度を活用し、効率的な設備投資や計画的な事業運営に取り組むとともに、診療科目別及び医師別の診療実績を定期的に検討することで経営管理を徹底し、病床別稼働率と損益分岐点を比較検討することによる業務運営の改善を行い、**効果的な収入単価や病床稼働率を向上させ、収入の増加を図り積極的な収益確保に努めること。**

同時に、人件費比率を目標管理するとともに材料費、医薬品、委託料等事業運営に係るすべての項目に対して常に点検を行ってコスト管理を徹底し、**節減に努めることにより、収支の適正化を図り経営基盤の強化に努めること。**

(2) 役割と費用負担の明確化

町内唯一の病院として、地域住民に対して救急医療をはじめとする入院医療から外来及び在宅医療までの診療を網羅する役割を担うこと。そのため、救急医療体制の充実や不足する医療機能の補完など診療収入をもって充てることのできない不採算の分野においては、それぞれの役割や責任、その費用の負担に対する基準 **(国が定める地方独立行政法人に対する繰り出し基準等)** を明確

にすること。

法人は、地域ニーズを的確に捉え、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、基準以外の受入を発生させることのないよう常に経営努力を怠らず、効率的な法人経営に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 国民健康保険診療施設の役割

鞍手町国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険医療費適正化に寄与するとともに、被保険者に医療を提供しかつ健康維持増進に寄与すること。

2 介護施設及び整備に関する計画

介護老人保健施設は、病院移転後は、立地上独立した運用となるため建築後18年が経過した建物や設備の改修、医療機器の整備更新など投資を行う際は、収支への影響等を検討し計画的に行うこと。

3 地域医療の充実と健全経営の両立

公的医療機関である地方独立行政法人くらて病院は、福岡県が定める「地域医療構想」や「地方独立行政法人くらて病院整備基本構想」に基づき、地域に不足する診療機能を補完し、安全で良質な医療・介護の提供及び地域住民の健康の維持・増進を図ることが使命である。しかしながら、新病院開設以降も非常に厳しい経営状況が見込まれることから、これら構想を勘案しながらも、診療機能の新設・統合など診療体制の柔軟な見直しも視野に入れ、健全な経営基盤の回復に努め、地域医療の充実と健全経営の両立を図ること。